

## ◇ 消費税の課税事業者になる場合の注意点

**Q** : 個人で小売業を営んでいますが、平成13年の課税売上高が3千万円を超えたため、平成15年から消費税の課税事業者になります。記帳や届出などで注意すべき点があれば教えてください。

**A** : 売上・仕入についての帳簿や書類を保存しなければなりません。また、簡易課税制度・課税期間短縮を選択したい場合には、届出書の提出期限に注意してください。

### 【解説】

消費税の課税事業者は、売上についての帳簿と、仕入についての帳簿および請求書や領収書などの書類を、課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、保存しなければならないとされています。ただし仕入についての帳簿と書類のうちどちらか一方は5年間の保存でよいとされています。

事業者が納める消費税は、売上にかかる消費税から仕入にかかる消費税を差し引いて計算しますが、簡易課税制度を選択した場合を除き、仕入についての帳簿と書類を保存していなければ仕入にかかる消費税を差し引けないとされていますので、注意してください。

また、簡易課税制度(売上についての資料だけで消費税額を計算する方法)または課税期間短縮の特例(仕入にかかる消費税のほうが多い場合に3ヶ月ごとに申告して還付を受ける方法)を平成15年1月1日から選択したい場合には、平成14年中に届出書を提出する必要があります。

